

# 元禄大地震と宝永富士山噴火 その2

—相模国小田原藩領村々の年貢割付状分析から—

馬場弘臣 教育開発研究センター教授

〔論文〕

## The Genroku Earthquake and Eruption of Mt. Fuji vol.2: From the Analysis of Land Tax Payment Notice of Villeges in Odawara Feudal Clan, Sagami Province

Hiroomi BABA

Professor, Tokai University Center for Educational Research and Development

This article is a sequel of Hiroomi, Baba (2014) "The Genroku Earthquake and Eruption of Mt. Fuji vol.1: From the Data of Land Tax in Sagami Province Odawara Feudal Clan" *Civilization*, 19, Civilization Institute, pp.33-43. In the previous paper, as premises for previous paper, we examined the process of recovering the Land Tax payment from these two major disasters by analyzing the annual data of the Land Tax payment in Odawara feudal clan, Sagami Province. In this paper, we analyzed Land Tax payment from rice field and other crop field of 7 villeges: (a) rice-producing areas of the Ashigara plain: Kanaijima village, Miyanodai village, Okano village, (b) areas which have rice field and other crop field at fifty-fifty ratio: Kosaiji Village, Amatsubo village and (c) high land areas and mountainous areas which have crop field other than rice - Fukawa village, Mushisawa village.

An annual Land tax assignment notice can analyze diachronic and consecutive data. For this reason, we compared and examined line chart and numerical values for each change of period, from the situation before the eruption of Mt. Fuji, the time when villeges became the shogunate territory after the Mt. Fuji eruption, and the time when villeges returned to the feudal clan territory. Analysis of the annual assignment notice made it possible to clarify the recovery process of the Land tax payment from the catastrophes and the characteristics of the recovery policy, including the regional characteristics.

Accepted, Jan. 6, 2017

### 1. 本稿の課題

相模国小田原藩にとって、1703（元禄16）年に起こった大地震と、それから4年後の1707（宝永4）年に大噴火を起こした富士山の砂降り（降灰）による被害は、その後の藩政を大きく規定するものであった。そこで筆者は、前稿において、小田原藩領全域に関する年貢データを分析することで、藩領年貢の回復状況から、災害の復興状況を概観してみた<sup>(1)</sup>。ひと言付言すれば、地震は人的被害とともに建造物に甚大な被害をもたらすのに対して、噴火による砂降りの被害は、土地に甚大な被害をもたらすものであった。年貢収納の分析は、系統的史料であるだけに通時的・客観的なデータをわれわれに提供するものである。そこでその成果を今一度まとめてみると、記録の残る1699（元禄12）年、1708（宝永5）年、1716（享保元）、1748（寛延元）年の年貢収納量と、藩領全体の年貢収納データが残っている1755（宝暦5）年から

1836（天保7）年までの81年間のデータから年貢米の回復状況という視点で見れば、18世紀半ば～19世紀の前半までを5つの時期に分類することができた<sup>(2)</sup>。

第1期は1755（宝暦5）年から1769（明和6）年までの期間で、1699（元禄12）年はもとより、富士山噴火後の1708年（宝永5）年と比べても、全体的な年貢収量は低く抑えられている。小田原藩領は、富士山噴火後に藩領高11万3,000石のうち、相模国と駿河国の被災地197か村、5万6,000石以上の土地が幕領となって幕府の手で復旧工事が行なわれ、1716（享保元）年と1747（延享4）年の2度にわたって小田原藩に返還された。幕領となっていた時期、小田原藩には代替地が与えられており、それだけにこれらの村々が藩領に返還された後の方が年貢収納量は落ち込むことになったのである。第2期は1770（明和7）年から1788（天明7）年までの時期で、この時期から年貢米の収納量が漸次回復していく。ただし、これも1782（天明2）年から87（天明7）年にかけて起こった、いわゆる天明の飢饉によっていったん頓挫する。飢饉後の1788（天明8）年から1793（寛政5）年までの時期が第3期である。そして第4期は1794

本論文は、『文明』投稿規定に基づき、レフェリーの査読を受けたものである。原稿受理日：2017年1月6日

(寛政6)年から1821(文政4)年までで、1794年に藩当局は、富士山噴火以来の減免の措置を止め、年貢を増徴した上で、定免制を採用することを宣言した。ここから順調に年貢米の収納量は回復していくこととなり、1818(文政元)年には最高値を記録することになる。ここでようやく元禄大地震前の水準にほぼ相当する年貢収納量に回復したのであった。年貢データで確認する限り、大地震と大噴火という2つの災害から復旧するまでに約100年の年月がかかったことが確認できるのである。ただし、この後、1822(文政5)年から1836(天保7)年の天保飢饉にかけては、また年貢米収納量の減少がみられ、ここには気候変動による幕末の不安定な生産状況の可能性を指摘した。これが第5期である。

こうして通時的な考察を試みたものの、藩領全体における連年の年貢収納量がわかるのは、前述の通り、1755(宝暦5)年から1836(天保7)年までの81年間に限られている。また、小田原藩領は、駿豆相(駿河・伊豆・相模)の城付領の村々を含めて頻りに領知替えが行われていることから、そもそも統一的なデータがとれるわけではない。そこで次の課題は、年貢割付状が多く現存している小田原藩領の村々を抽出して、データ分析をし、藩領全体の動向と比較検討してみることである。ここでは藩領の中でも相模国足柄上下郡の村を対象としているが、できれば江戸時代のはじめから幕末までのデータがそろっていることが望ましい。また、酒匂川を中心とした川沿いの村々で、いわゆる足柄平野に属する村、田畑の比率が半々の村、山間村落など畑勝ちはたがの村を抽出して比較検討することも重要であろう。さらに、系統的な年貢データの分析では幕領に上知された期間と返還された以後の年貢についても検討できることになる。

## 2. 年貢割付状分析対象村々について

本稿で対象とした村々は、表1にあるように、足柄上郡金井島村いしまむら(開成町)<sup>(3)</sup>、同郡岡野村おかのむら(同)<sup>(4)</sup>、同郡宮台村みやのだいむら(同)<sup>(5)</sup>、同郡弘西寺村こうさいじむら(南足柄市)<sup>(6)</sup>、同郡雨坪村あまつぼむら(同)<sup>(7)</sup>、同郡虫沢村むしざわむら(松田町)<sup>(8)</sup>、足柄下郡府川村ふかわむら(小田原市)<sup>(9)</sup>の7か村である<sup>(10)</sup>。村高、田方と畑方の反別については、各村の村明細帳のうち、年代の古いものからとった<sup>(11)</sup>。また、各村の年貢割付状については、残存の上限年と下限年および残存の点数についても記入した。

表1に明らかのように、金井島村・岡野村・宮台村の3か

村は、田方の比率が非常に高い。3か村とも酒匂川近隣の村々で、足柄平野の、いわゆる穀倉地帯に位置している。それだけに富士山噴火による降灰の二次被害である酒匂川の洪水の影響をもっとも強く受けた地域である。酒匂川の支流狩川に隣接する雨坪村と弘西寺村も田方の割合が高いが、畑方との差は大きくない。これらに対して、虫沢村と府川村は畑方の割合が大きい。府川村も狩川に隣接するが、台地上に位置する村であった。また、虫沢村は、いわゆる山間村落である。したがって、それぞれ(a)金井島村・宮台村・雨坪村—平野部の米作地帯、(b)岡野村・弘西寺村—中間地帯、(c)虫沢村・府川村—畑作地帯と分けることができよう。それぞれの村の位置については、図1を参照して欲しい。

また、表1にみられるように、年貢割付状の残存状況は、村によって差があるが、それでも小田原藩領のうちでは比較的良好に残っている村々である。上限については、早いもので1606(慶長11)年、遅いもので1684(貞享元)年と差があるものの、下限年代は1867(慶応3)年から1869(明治2)年の間に収まっている。こうした差を考慮しながらも、これらをグラフ化して比較検討することで、欠如した部分の状況を類推することも可能であろう。そうした方法によって、元禄大地震と富士山噴火という大災害を含んだ時期を中心に、小田原藩領における年貢収納状況とその特質について俯瞰することとしたい。

## 3. 田方年貢米収納量の変遷

ここでは、地域的な特徴と年貢収納量を勘案して、酒匂川沿いで米作地帯の(a)金井島村・岡野村・宮台村の3か村と、(b)中間地帯とした弘西寺村・雨坪村、(c)畑作地帯の虫沢村・府川村の3群に分けてそれぞれの田方年貢米収納の変遷についてグラフを作成して検討してみることにしたい。グラフ1-1は、これら全7か村の田方年貢米収納量の変遷を図示したものである。ただし、(b)(c)群の4か村は、(a)群の3か村に比べて年貢米の収納量そのものが少ないために、グラフ1-2として、弘西寺村・雨坪村・虫沢村・府川村4か村の年貢米の変遷を示した。グラフ1-1・2には、先の5つの時期を記入している。また、富士山噴火の翌年、1708(宝永5)年と第1次藩領返還の1716(享保元)年、全藩領が返還された翌年の1748(寛延元)年についても図示した。さらに対象村々で検地が実施された1660(万治3)年につ

表1 年貢割付状分析村々の概要

村名	石高	反別		明細帳年代	出典	自治体	年貢割付状	
		田方	畑方				上限～下限	残存点数
足柄上郡 金井島村	799石087	50町7反7畝01歩	7町8反4畝23歩	寛文12年(1672)	No.11—P.429	開成町	慶長11年(1606) 明治2年(1869)	242点
足柄上郡 宮台村	649石045	48町3反6畝21歩	4町0反3畝04歩	貞享3年(1686)	No.19—P.455	開成町	明暦元年(1655) 明治元年(1868)	165点
足柄上郡 岡野村	237石554	14町3反3畝27歩	1町7反6畝12歩	享保17年(1732)	No.93—P.625	開成町	慶長11年(1606) 明治2年(1869)	174点
足柄上郡 弘西寺村	222石116	12町4反2畝16歩	9町4反9畝09歩	文化8年(1811)	No.157—P.766	南足柄市	寛永9年(1632) 慶応3年(1867)	105点
足柄上郡 雨坪村	208石526	14町2反0畝04歩	10町0反1畝07歩	元文3年(1738)	No.102—P.638	南足柄市	貞享元年(1684) 明治2年(1869)	185点
足柄上郡 虫沢村	318石182	3町1反5畝04歩	34町9反5畝19歩	享保17年(1732)	No.91—P.620	松田町	天和2年(1682) 明治2年(1869)	158点
足柄下郡 府川村	195石033	7町7反3畝09歩	24町5反6畝07歩	天保5年(1834)	No.55—P.321	小田原市	天和2年(1682) 慶応3年(1867)	146点

注)・「出典」は青山孝慈・青山京子編『相模国村明細帳集成』第3巻の資料番号と掲載ページを示す。

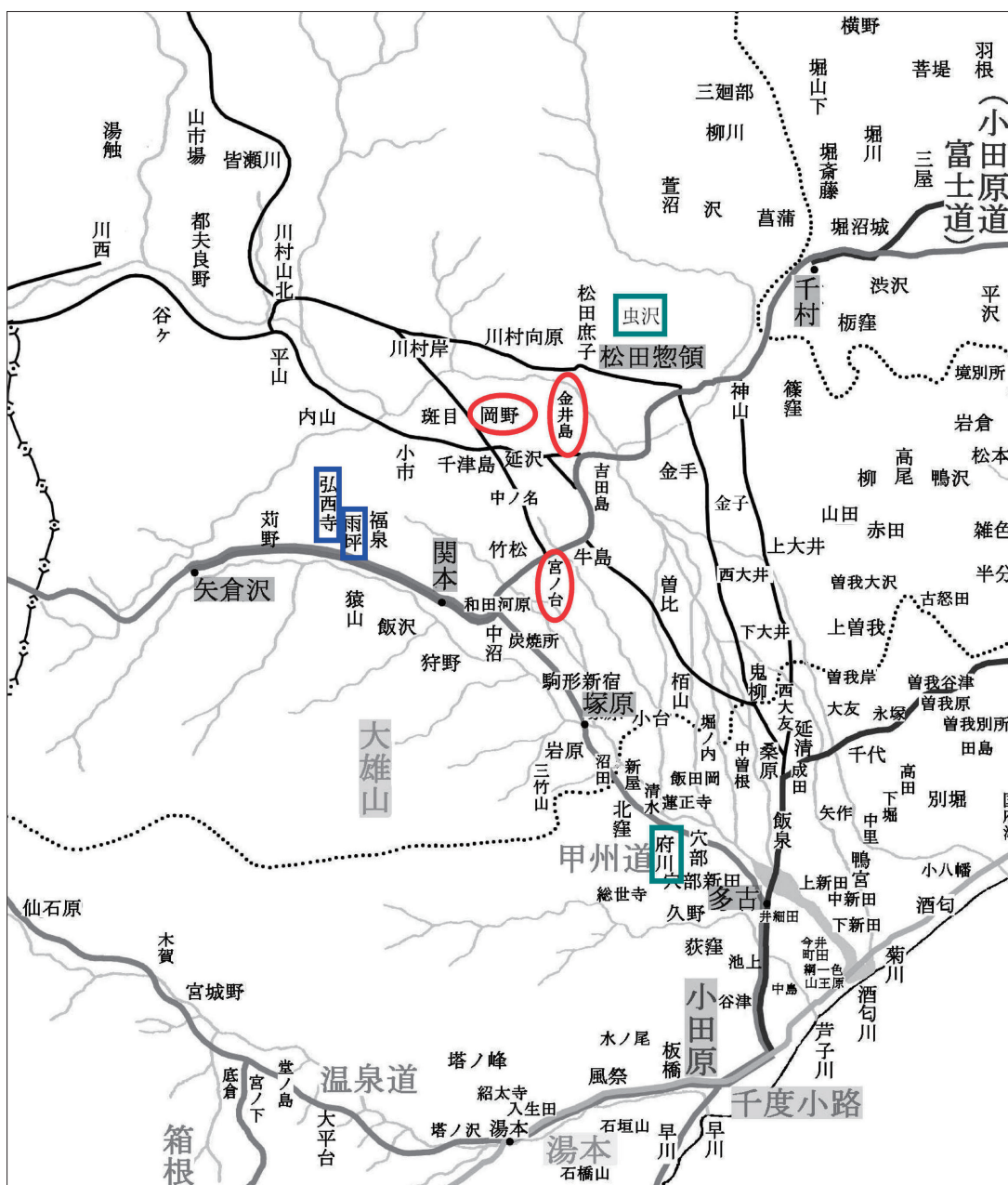
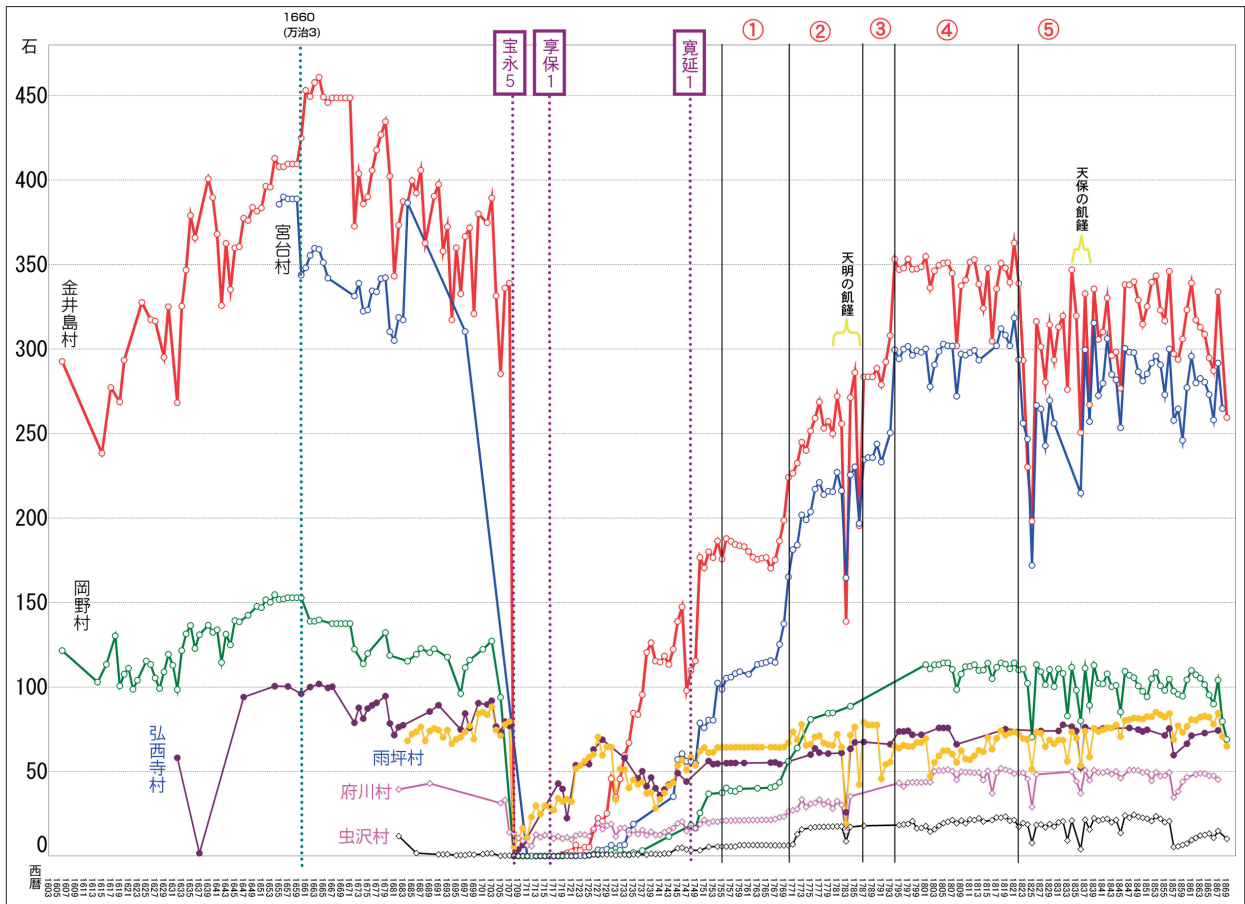
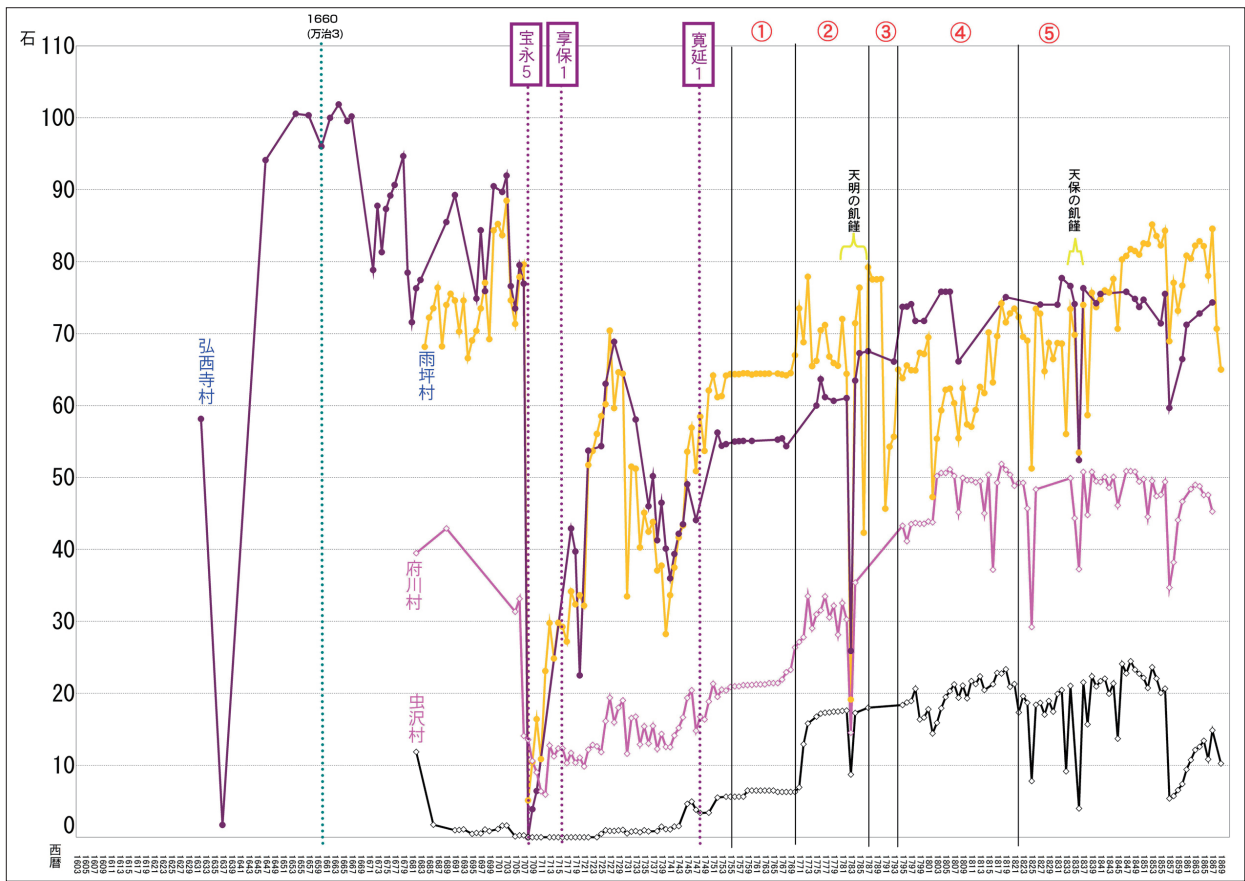


図1 年貢割付状分析の村々





グラフ1-1 全7か村の田方年貢米収納量の推移



グラフ1-2 中間・畑作地帯村落の田方年貢米収納量の推移



いても記入してみた。このグラフを元に、(ア) 富士山噴火以前、(イ) 富士山噴火後(幕領時代)、(ウ) 藩領復帰後の3つの時期に分けて全体的な動向を俯瞰してみたいと思う。そのために、表2として、この3つの時期それぞれについて、象徴的なデータを抽出してみた。(ア) 噴火以前については、年貢米収納量の最高を示す年とその数値、そして元禄年間(1688～1704)の平均値をとった。元禄年間を対象としたのは、前稿でも紹介したように、藩当局が富士山噴火後の状況として比較の対象としたのが元禄年間だったからである。(イ) 噴火後の幕領時代については、噴火直後と幕領時代の最高値とその年を示した。(ウ) 復帰後については、最高値とその年、そして文政年間(1818～1830)の平均をとった。文政年間を対象としたのは、これも前稿で明らかにしたように、噴火後の年貢回復過程では、文政年間がもっとも高い数値を示すからであった<sup>(12)</sup>。

さて、具体的な検討に入る前に、グラフ1-1で各村の年貢米収量が描く折れ線を比較してみると、まず、(a) 群の金井島村・宮台村・岡野村の3か村が描く線がよく似た形状であることを指摘することができよう。米作地帯だけに年貢米の

収納量も高い。これに対して、(b) (c) 群の村々は、年貢米の収容量自体が少ないために、変化がみえにくい。そこでグラフ1-2で確認すると、とくに(b) 群の弘西寺村・雨坪は、小刻みにではあるが、年貢米収納量の上下を繰り返しており、(a) 群の3か村ほど明確な回復線を描くわけではないようである。また、(c) 群の府川村と虫沢村は、さらに年貢米収納量が少ないものの、江戸時代後期から幕末に向けての年貢量が増加していることが特徴であるといえよう。つまり(a) 群の3か村が同様の折れ線を描くように、(b) 群の2か村も(c) 群の2か村もそれぞれに同様の折れ線を描いているといえようである。

### 3-1 富士山噴火以前における年貢米収納

まずは、グラフ1-1によって、足柄平野の米作地帯である(a) 群の金井島村と宮台村、岡野村の3か村の田方年貢米収納について検討してみることにしよう。本章では、(ア) 噴火以前と(イ) 噴火後の幕領の時期、そして(ウ) 小田原藩領に復帰した時期に分けて検討する。

田方面積の大きい金井島村は、上下動はあるものの、開

表2 各村田方年貢収納米分析表

	(ア) 噴火以前		(イ) 幕領時代		(ウ) 藩領復帰後	
	最高値	元禄平均	噴火直後	最高値	最高値	文政平均
金井島村	460石839	363石943	0石000	147石469	362石859	306石226
	寛文4(1664)	14年分	宝永5(1708) 享保3(1718)	延享3(1746)	文政4(1821)	全12年分
宮台村	330石083	310石430	0石000	60石574	318石526	271石130
	明暦2(1656)	元禄10年(1697)のみ	正徳1(1711) 享保3(1718)	延享3(1746)	文政4(1821)	全12年分
岡野村	154石669	116石774	0石000	11石566	114石342	106石732
	承応3(1654)	8年分	宝永5(1708) 享保4(1719)	寛保3(1743)	文化2(1805)	全12年分
弘西寺村	101石859	85石259	0石000	68石866	77石717	74石557
	寛文4(1664)	8年分	宝永5(1708)	享保13(1728)	天保3(1832)	2年分
雨坪村	88石477	75石301	5石130	70石42	85石173	69石494
	元禄16(1703)	全16年分	宝永5(1708)	享保12(1727)	嘉永6(1853)	全12年分
虫沢村	11石876	1石002	0石000	4石966	24石464	18石744
	天和2(1682)	11年分	宝永5(1708) 享保9(1724)	延享3(1746)	嘉永1(1848)	全12年分
府川村	42石340	42石340	13石565	20石436	51石880	47石112
	元禄2(1689)	元禄2(1689)のみ	宝永5(1708)	延享3(1746)	文政1(1818)	9年分

幕直後の1606（慶長11）年の300石前後から、16世紀の中盤にかけて急激に年貢収量が伸びている。とくに1660（万治3）年の検地以後に急増し、1664（寛文4）年には460石8斗3升9合と最高値を記録することになる。しかしながら、その後、元禄期にかけては若干収納減となり、元禄年間の平均は、363石9斗4升3合であった。

金井島村に次いで田方反別の多い宮台村について検討してみると、同村は1655（明暦元）年からしか年貢割付状が残存していないが、最高値は、1655（明暦2）年の330石8升3合である。この後に万治検地を受けることになり、その結果はむしろ、検地以前より米年貢収量が減少することとなっていて、元禄年間の平均は310石4斗3升であった。最後に岡野村は、畑方に対する田方の比率こそ高いが、全体的な耕地面積自体が少ない。年貢割付状は金井島村同様に1606（慶長11）年から残っているものの、同年の121石余からだいたい100石から130石の間をくりかえし、最高値は1654（承応3）年の154石6斗8升9合となっている。ただし、これも宮台村同様、万治検地の時期から減少をはじめ、元禄年間の平均収納米は、116石7斗7升4合であった。

次に、田方と畑方の割合が均衡している（b）群の弘西寺村と雨坪村、畑方の比率が大きい（c）群の府川村と虫沢村についてみていく。ただし、万治検地以前の年貢割付状が残っているのは弘西寺村だけであり、他の3か村は17世紀後半以降の分析となる。

弘西寺村でもっとも古い年貢割付状は、1632（寛永9）年で収納高は58石1斗4升6合となっている。これが1637（寛永14）年には1石7斗と急激な減少がみられる。あるいは寛永の飢饉に関するものかとも考えられるが、詳細は不明である。ただし、17世紀中葉には順調に年貢米の収納増がみられ、最高値は、1664（寛文4）年の101石8斗5升9合であった。また、元禄年間の平均は、85石3斗5升9合となっており、やはりピーク時に比べて減少傾向にある。

雨坪村は1684（貞享元）年からほぼ毎年の年貢割付状が残っている。最高値は、1703（元禄16）年、すなわち元禄大地震の起こった年で、88石4斗7升7合であった。前代との比較は難しいが、17世紀末から18世紀にかけて年貢米収容量は上昇傾向がみられ、元禄年間の平均は、75石3斗1合となっている。

最後に畑方の割合が高い府川村と虫沢村である。府川村

は、大災害以前の割付状が少なく、最高値は1689（元禄2）年の42石3斗4升で、元禄年間の割付状自体がこの1点だけである。虫沢村は、1682（天和2）年の割付状が最も古く、この数値11石8斗7升6合が最大値である。さらにこの後の減少は大きく、元禄年間の平均はわずか1石2合となっている。（a）群の3か村と比較してもこれらの村々の年貢米収納量の低さを知ることができよう。

（a）米作地帯、（b）中間地帯、（c）畑作地帯の3つの類型について、とくに宝永富士山噴火以前の年貢米収納についてみてきた。1660（万治3）年前後の検地と前後して、だいたい寛文期（1661～1673）にかけて年貢米収納としては最高値を記録するようであるが、それから元禄期（1688～1704）にかけては、いくらか減少気味になるようである。この間の推移の意義については、分析外なので、今後の課題としておきたい。

### 3-2 富士山噴火後（幕領期）における年貢米収納

1707（宝永4）年の富士山噴火は11月23日から12月9日にかけてのことなので、すでに米の収穫は終わっており、年貢も上納した後であった。したがって、噴火の被害が実際に反映されるのは、翌1708年の年貢割付状からである。グラフ1-1に明らかのように、（a）米作地帯の金井島村・宮台村・岡野村の3か村では、宮台村は該当年の年貢割付状が残っていないものの、いずれも年貢米の収納量がゼロとなっている。しかも、金井島村と宮台村では1718（享保3）年までの10年間、岡野村では翌1719年までの11年間、年貢米ゼロの状態が続くのである。

これに対して、（b）中間村落の弘西寺村ではやはり1708（宝永5）年にゼロになるものの、1年限りであり、雨坪村は5石1斗3升と大幅な減額であるとはいえ、収穫そのものがなくなるわけではない。また、（c）の畑勝ち村落では、虫沢村が1708（宝永5）年から1724（享保9）まで16年間と長きにわたって収穫ゼロが続く。そもそもが1石程度の年貢量であったのだから、山間村落として、それも無理もないところであろう。しかしながら、同じ（c）でも府川村は13石5斗6升5合とそれなりの収穫があり、1689（元禄2）の収穫高と比べると32%の収穫があったことが確認できる。噴火による砂降りは、強い偏西風に乗って真東に集中したことから、その方向にあたる（a）金井島村・宮台村・岡野村、（b）弘西寺

村・雨坪村(c) 虫沢村は、砂(降灰)の体積量が30cmから深いところで45cmほどにおよんでいた。ただし、(c) 府川村は、南東方面にあって、8cmほどであった<sup>(13)</sup>。そうした事情を考慮しても、ここではやはり、酒匂川近隣の米作地帯の被害が最も大きかったことを確認しておこう。

酒匂川は、山間地帯から海までの距離が近く、それだけに流れが急で、氾濫を起こしやすい川であった。小田原北条氏に替わって徳川家康が江戸に入城した際、小田原城は大久保忠世が拝領し、忠世は、その子忠隣とともに酒匂川の改修工事を行なった。酒匂川は、山地から平野部へと出て行く手前にいくつかの崖があり、大きく蛇行していた。これらを利用し、崖に流れをぶつけることで水勢を弱め、幾筋かに流れている流れを1本にまとめて制御しようというものであった。具体的には、春日森・岩流瀬・大口という3地点に土手を築き、東流した流れをいったん90度以上の角度で南流させた上でもう一度東流させるという流路となる。この中でも最後の大口堤がもっとも重要な土手で、とくに富士山噴火からの復旧では、この大口堤の修復に苦心することになるのである。そこで、富士山噴火以後の洪水の状況についてまとめてみることにしよう<sup>(14)</sup>。ここではまず和暦を列挙し、その後に西暦の日付を入れることとする。

- ①宝永5年6月22日(1708年8月8日) …台風の影響により大規模な土砂洪水氾濫、大口堤・岩流瀬堤とも決壊→川下6か村大被害→岩流瀬堤の修復は1726(享保11)年。
- ②宝永5年7月2日(1708年8月17日) …大雨による洪水。
- ③宝永6年6月下旬~7月(1709年7月~8月) …大増水による大口堤決壊
- ④正徳元年7月27日(1711年9月9日) …豪雨のため大口堤の二重土手決壊・大洪水→金井島村・岡野村等は以後15年避難生活。大口堤切れ放置
- ⑤正徳4年3月11日(1714年4月24日) …出水。
- ⑥享保11年3月23日(1726年4月24日) …洪水。この後、大口堤完成により岡野村らの村民が帰村
- ⑦享保16年5月15日(1731年6月19日)、6月晦日(同年8月2日) …酒匂川と川音川の合流地点(三角土手)決壊。
- ⑧享保19年8月7日(1734年9月4日) …大雨により

西大井村(大井町)地先の堤防決壊。同夜、大口堤決壊。

小田原藩領が上知されたのは、1708(宝永5)年の閏正月5日のことであったが、6月には台風の被害によって、噴火の砂(降灰)に埋った酒匂川は、大口堤が決壊したことをはじめとして、大規模な洪水に見舞われた。それから1714(正徳4)年まで毎年のように洪水の被害を受けており、それは図2にあるように、酒匂川の流路そのものが変わり、そのまま長年にわたって復旧が叶わないほどの大規模な被害をもたらした。この間の支配を担当したのは、1708(宝永5)年から1712(正徳2)年2月までが幕府関東郡代の伊奈半左衛

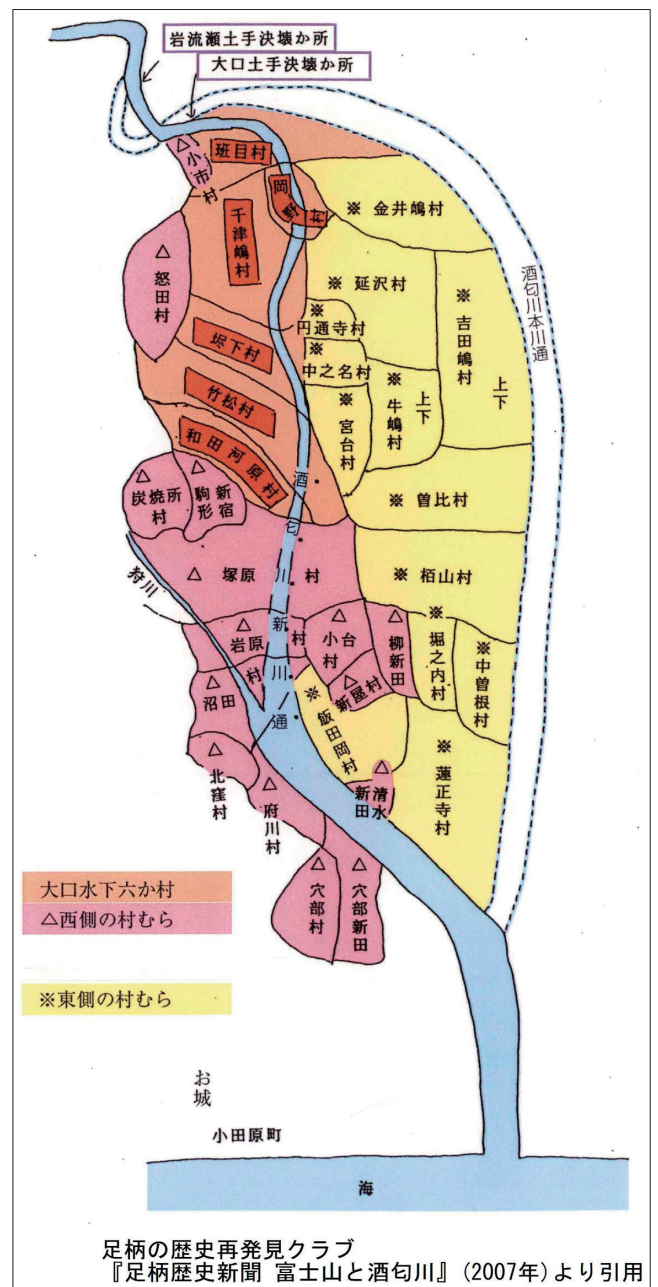


図2 酒匂川の洪水と流域村々概念図



ただのぶ  
門忠順, 1712 (正徳2) より 1721 (享保6) 年までが養嗣子として跡を継いだ伊奈半左衛門忠達<sup>ただみち</sup>であったが、大口堤は、修復すればその場から崩壊してしまうようなありさまであったといえよう。これには4年前の大地震で、堤防そのものもろくなっているという状況も考えておく必要がある<sup>(15)</sup>。

ところが、1722 (享保7) 年8月には、「小田原領相州大川(酒匂川) 通り砂降り荒地少々起き返し候得共、過半荒地にてこれあり候所、連々起き返しになるべき趣に候間、当年より七ヶ年程之内起き返し候様に申し付くべく候」(原文漢文)として、斑目村・千津島村・壙下村・竹松村・和田河原村(以上、南足柄市)と岡野村の「水下六ヶ村」(「水損六ヶ村」などとも呼ばれる)に炭焼所村(南足柄市)・小台村・新屋村・柳新田・清水新田・穴部新田(以上、小田原市)の「亡所」12か村と「半開発」58か村の合計70か村が小田原藩の預り地となった<sup>(16)</sup>。1708年に上知された118か村のうち47か村は、1716 (享保元) 年に返還されているので、この段階での残りの小田原藩領全村ということになる<sup>(17)</sup>。この間、表1の7か村はすべて1722 (享保7) 年から1725年までの4か年分の年貢割付状が、小田原藩の郡奉行によって発給されていることが確認できる。酒匂川近隣の金井島村・宮台村・岡野村の年貢米が賦課されるようになったのが、1718 (享保3) 年から19年にかけてのことであったから、1722年はまだまだ成果があったというほどではない。ただ、(b) 中間地帯、(c) 畑作地帯の4か村は、虫沢村を除けば、一応、回復傾向にあったことは指摘できよう。

この1722年という年に関して永原慶二氏は、8代将軍徳川吉宗が享保の改革を進めていくなかで、財政の建て直しに乗り出してきた年であるとともに、町奉行の大岡忠相<sup>かんとう</sup>に関東地方御用掛を兼務させたこと、7月には上米の制を定めたこと、その対価として参勤交代の期間を緩和したこと、同月に江戸日本橋に新田開発を奨励する高札が掲示されたことなどから、これは一面では新田開発政策の一環であり、他面からいえば幕府財政緊縮政策の一環であったとされている<sup>(18)</sup>。妥当な見解であろう。小田原藩でもこの9月には、家老の杉本平太夫を大元締めとした「普請奉行」の一団を編成している<sup>(19)</sup>。

しかしながら、復旧見込みの7年間の歳月を待つこともなく、これらの村々は1726 (享保11) 年にはすべてまた幕領に戻されている。この間、1723 (享保8) 年7月に幕府は、武

蔵国多摩郡川崎宿の本陣・名主で、吉宗によって取り立てられ、大岡配下の支配勘定格に抜擢された田中<sup>きゅうこう</sup>丘隅(休隅)に酒匂川の視察をさせていた。丘隅は、地方支配<sup>じかた</sup>や農政に関する地方書・意見書の『民間省要』3編15巻を執筆し、吉宗に献上して認められたのであった<sup>(20)</sup>。吉宗が和歌山藩から連れてきた紀州流の治水技術者井沢弥惣兵衛為永のもとで丘隅は、酒匂川の大口堤・岩流瀬堤の締切りにあたった。1727 (享保12) 年5月に締切りがなったあとは、中国夏王朝<sup>か</sup>の創始者で、治水事業に尽力した禹王(名、文命)を祀って、それぞれ文命東堤・西堤とした。しかしながら、1734 (享保19) 年9月の洪水で再び堤防が決壊すると、丘隅の娘婿で支配勘定格の蓑笠之助正高によって、修復工事が行なわれている。ここにいたって大口堤・岩流瀬堤の締切り工事はようやく完了するのであった。

そこで、再び幕領になった際の年貢割付状の発給者についてみると、1726年が日野小左衛門正晴で、翌1727 (享保12) 年から1731 (享保16) 年までは岩手藤左衛門信猶、1732 (享保17) 年から1746 (延享3) 年までは蓑笠之助正高となっている。このうち、日野は大岡配下の代官ではなく、また岩手は大岡配下の代官ではあるものの、1732年に死去しており、代わりに発給を行なった蓑はこの当時代官ではなく、支配勘定格であった。この辺の事情についてはまた、今後検討が必要であろうが、予定より早く1726年に幕府に上知されたことは、今一つ唐突の感をぬぐえない。

ところで、幕領時代と小田原藩領時代の大きな違いとして、徴租法の問題がある。小田原藩では、反取法による畝引検見制が採用されているのに対し<sup>(21)</sup>、幕府は徴租法<sup>あり</sup>として有毛検見制を用いている。有毛検見は、検地で決定した田畑の上・中・下といった等級(位付)に関わらず、坪刈を行なって実収を調査した上で、年貢額を決定する方法をいう。幕府領では、勘定奉行の神尾春央<sup>かん おはるひで</sup>によって1749 (寛延2) 年に導入されたという。「胡麻の油と百姓は絞れば絞るほど出るものなり」と言い放ったという逸話<sup>(22)</sup>がある神尾の有毛検見は、享保改革後期の年貢増徴策を代表するものとされている。ところが、金井島村の年貢割付状で確認してみると、新たに年貢が割り付けられるようになった1719 (享保4) 年から有毛検見制が採用されていることが確認できる。ただし、田方年貢米は、1719 (享保4) 年から1726 (享保11) 年までは、上田・中田・下田・下々田の各等級とも同じ反取額が割り付

けられ、1727（享保12）年からは、年貢割付状に田方の反取額の記載自体がなくなるのである。また、藩領復帰後は、再び畝引検見制が採用されているが、**グラフ 1-1**の年貢米の変遷をみる限り、幕領期と藩領復帰後は、連続して年貢米量が回復していたことがみてとれる。有毛検見といえ、一般に年貢増徴の象徴として捉えられ、ともすれば、富士山噴火後の劣悪な条件の中での苛政とされる。しかしながら、復興を進めていく上で、無理に年貢米を課さないという意味では、現実的な政策であったとみる方が妥当ではないだろうか。

それでは、この時期の年貢米収納量はどのようになっているのであろうか。**グラフ 1-1**によれば、収納量ゼロから脱した享保初年以降は、段階的ではあるものの、順調に収納量を増やしているようである。まずは**(a) 群の金井島村・宮台村・岡野村**についてみてみよう。

**グラフ 1-1**をみる限り、この3か村は、収穫が始まるようになると、段階的に順調に回復しているようにみえる。しかしながら、**表 2**によれば、この間の最高値は、**金井島村が147石489**で元禄年間（1688～1704）の**40.5%**、**宮台村が60石574**で同じく**19.5%**、**岡野村が11石566**で同じく**9.90%**となっている。金井島村に比べて宮台村と岡野村の回復状況が遅いようである。

**(b) 群の弘西寺村と雨坪村**では、1728（享保13）年と翌年にかけて急激な回復をみせている。その後、1740（元文5）年と翌年にかけて、今度は急激に落ち込み、藩領復帰の1747（延享4）にかけて、これまた急激に回復をみせるものの、1728年段階には及ばない。それぞれの**最高値**は、**弘西寺村が68石866**で元禄年間の**80.7%**、**雨坪村が70石42**で同じく**93.52%**となっている。年貢高だけからみれば、宮台村の最高値より多いのである。

**(c) 群の虫沢村と府川村**では、虫沢村は、前述のように年貢収量ゼロが長く続くが、1745（延享2）年を境に元禄期より増加している。また、府川村は上下動を繰り返しながらも一応はほぼ順調に回復していると見ることができよう。**虫沢村の最高値**は、藩領復帰の前年で、**4石966—495.61%**、**府川村も同じで20石436—48.27%**となっている。元の収納量が少ないので、少しでもパーセンテージは大きくなる。これらのことからしても、やはり**(a) 群の米作地帯の田方年貢米**をどのように回復できるかが大きな問題であったことが確認できよう。

### 3-3 藩領復帰後における年貢米収納

そこで問題は、藩領に復帰した後における年貢米収納量の変遷である。これは前稿の分析と直接に比較検討できるので、とくに第1期から第5期の時期を中心に分析してみる。

1747（延享4）年の藩領復帰後は、**(a) 群の米作地帯**を中心に年貢米が増加するものの、その後は停滞する傾向にあるようである。特徴的なのは、①の時期で、**(b) 群の弘西寺・雨坪村**、**(c) 群の虫沢・府川村**とも、ほとんど横ばいで変化がない。これに対して**(a) 群の金井島・宮台・岡野村**では、**岡野村**の年貢米がほぼ横ばいであるのに対して、**金井島村**は若干の下降線を、**宮台村**は逆に若干の上昇線を描いている。この時期は、村によって「請免制」という徴租法がとられた時期である。詳しくは別稿を準備したい。

さて、前稿では、1770（明和7）年を年貢米収納増の一つの画期としたが、**グラフ 1-1・2**をみる限り、その数年前から年貢米の収納は上昇傾向にあったようである。とくにそれは、**(a) 群の金井島村・宮台村・岡野村**が顕著である（後述）。その後もこの**(a) 群3か村**をはじめとして順調に回復をみせるが、これも天明の飢饉（1782～87）でいったん頓挫する（②）。これに対して、**グラフ 1-2**によれば、**(c) 群の虫沢村**が上昇後にほぼ一定で推移するのに対して、**虫沢村以外の(b)(c)の3か村**は、いずれも小刻みに上下動をくり返すだけで、目立った上昇はみられない。ただ、これもやはり天明の飢饉の影響を受けているようで、各村ともその後はまた、若干停滞気味であるといえよう（③）。

大きな変化が現れるのは④の時期、すなわち1794（寛政6）年に定免制が導入されて以降のことである。前稿で明らかにしたように、1794年2月に藩当局は、富士山噴火以来の減免措置を止めて、定免制を採用したことと、それによる年貢の増額を申し渡した。ここでいう定免制とは、米永ともに1反当たりの年貢額を固定することである。その結果、とくに**(a) の3か村**では、年貢米の収量が急激に上昇し、その後、⑤の1822（文政5）年頃まで上下動があっても、ほぼ安定した収納量があったことがわかる。この頃が、富士山噴火以後では収納のピークであった。ところが、1822（文政5）年を過ぎると、**金井島村と宮台村**では、年貢量がいったん落ちた上で、激しい上下動をくり返すことになる。また、**岡野村**は、④に引き続いて⑤の時期も年貢米収納量に大きな変化がないようであるが、やはり上下動が多くなる。天保の飢饉をは

さんだ時期で、幕末にかけて天候不順の影響を受けたことが考えられよう。

(b) (c) 群の4か村は、(a) 群の米作地帯と違って、1794年の定免制の導入による年貢収納量の増額は顕著には表われていないようである。年貢割付状の残存状況に限界があるために明確にはできないが、(a) 群の3か村に比べればグラフ1-2に明らかなように、④の時期から小刻みに上下動繰り返していることが確認できる。それでも雨坪村は幕末に向かって、さらに年貢米の収納量が上昇しており、弘西寺村は、1794年の水準をほぼ保ったまま、幕末を迎えているようである。特筆すべきは、(c) 群の虫沢村と府川村である。虫沢村では幕領の時期に、また、府川村には②の1770年の時期にすでに噴火前の水準を超えており、その後も④以降に最高値を示している。ただし、これも幕末になると年貢米の収穫量が若干落ち込み気味になるようである。

そこで、今一度表2によって、復帰後の年貢米収納を数量的に検討してみる。まずは、(a) 群の米作地帯3か村は、最高値が金井島村と宮台村が1821(文政4)年で、岡野村が1805(文化2)年であり、ほぼ元禄期(1688～1704)の平均に近い収量となっている。(b) 中間地帯の弘西寺村と雨坪村は、それぞれ1832(天保3)年と1853(嘉永6)年で、弘西寺村は91.2%まで回復しており、雨坪村は逆に113.11%と増徴となっている。注目すべきは、(c) 群の畑作地帯で、虫沢村は1848(嘉永元)年に、府川村は1818(文政元)年に最高値を記録しているが、その収納額は江戸時代全般を通して最高の年貢米収納量を示しているのである。年貢収納の回復状況が村ごとに多様なのは当然であるが、ここでは、畑作地帯もしくは畑勝ちの村の年貢量が増えていることに注目したい。小田原藩領では、近世後期に1783(天明3)年に完成した久野堰、1802(享和2)年完成の荻窪堰などの用水路の開削<sup>(23)</sup>や二宮金次郎による冷水堀(悪水堀、排水路)の開削、畑成田の開発など、生産力増大に向けての努力が続けられていた。それらが酒匂川流域の米作地帯の復旧と同時に、畑作地帯や山間の村々における米の増産に寄与したことは間違いないであろう。それは米作地帯の復旧に比べれば規模は小さいかも知れないが、少しでも年貢米収納を増加するという目的からすれば、これらの結果を無視することはできないであろう。

ただ、これらはあくまでも年貢米収納の最高額である。そ

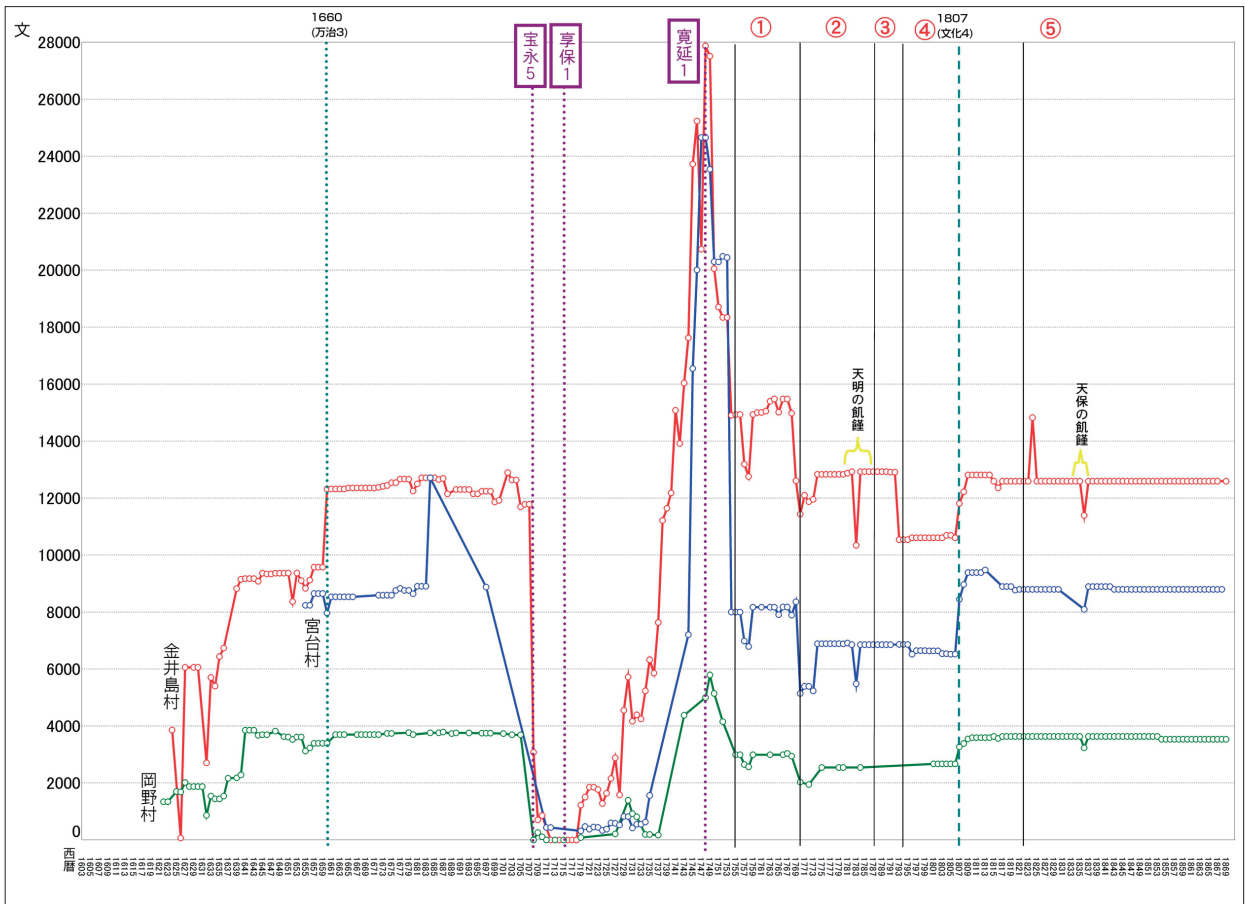
こで、表2によって、もっとも年貢米収納量が回復したと指摘した文政期(1818～30)の平均を、元禄期(1688～1704)の平均と比較してみると、(a) 金井島村－362石859－84.14%、宮台村－318石526－87.34%、岡野村－114石－91.40%、(b) 弘西寺村－77石717－87.45%、雨坪村－85石173－92.29%、(c) 虫沢村－24石464－1870.66%、府川村－51石88－111.27%となる。(a) 群と(b) 群についてはだいたい85%から90%の前半に収まるようである。それだけに、ここでは(c) 畑作地帯村々の増額がより鮮明になっているといえよう。前稿で、年貢米の収納が元禄期近くまで回復するのは文政期であり、ほぼ100年の年月がかかったと結論づけたが、詳細にみていけば、藩領の移動とともに、こうした村ごとの状況を総合した結果であったと考えられる。

#### 4. 畑方年貢永収納量の変遷

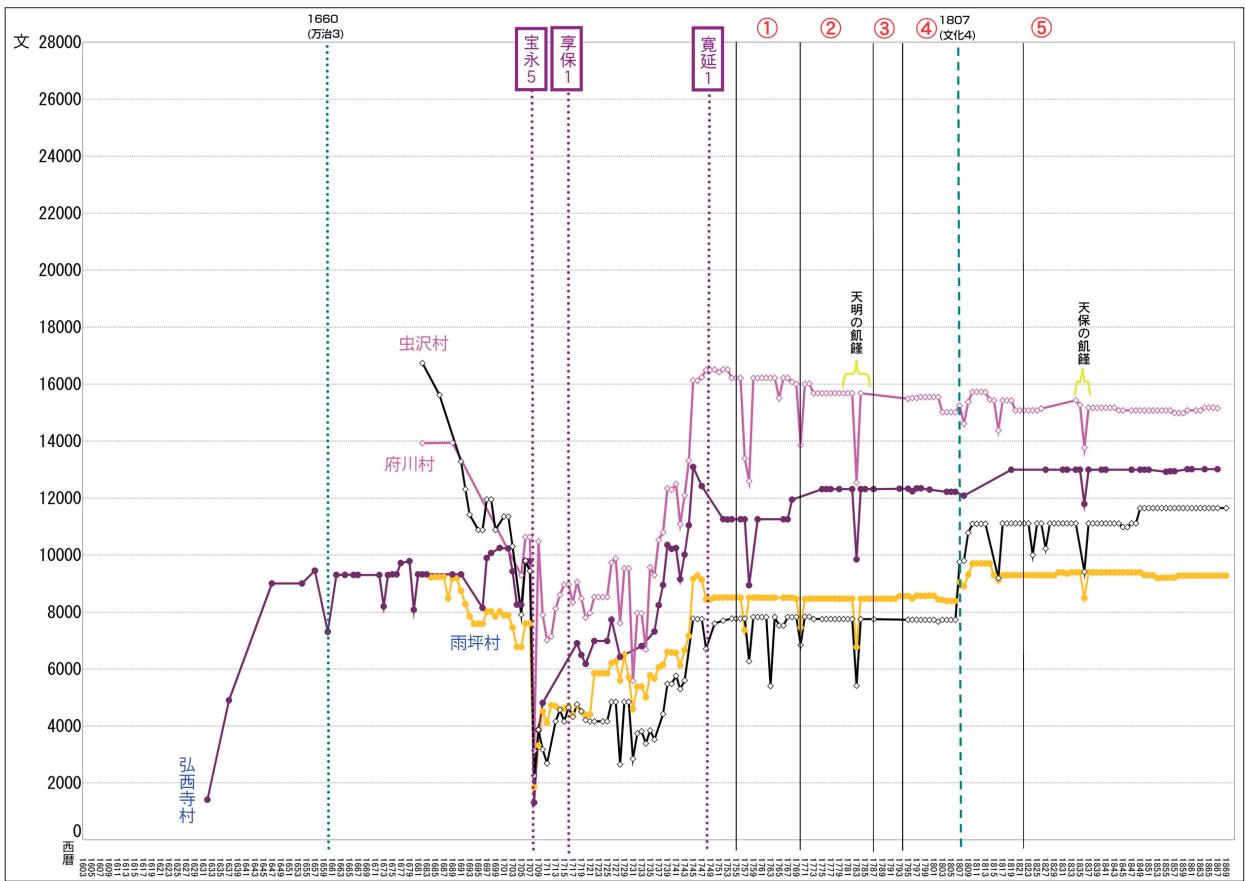
前稿では、藩領全体の畑方年貢永<sup>(24)</sup>の回復過程には、田方年貢米の分析によって検出した5つの時期がそのまま当てはまらないこと、1760(宝暦10)年以降は、だいたい3,460貫文程でほぼ横ばいの状態が続くが、1787(天明7)年以降には段階的に上昇し、1807(文化4)年を契機として一段の上昇をみせ、最終的には4,380貫文余まで上昇することを指摘した。ここには藩領の移動による影響も当然ながら認められる。また、1756(宝暦6)年から59年までは、それ以降より100貫文ほど年貢永の徴収量が多く、これはこれ以前に米作ができない田方を畑として使い、年貢永を徴収するという措置が行なわれていたことから、その名残りでであろうとした。そこで、グラフ2-1、2-2および表3によって、各村の畑方年貢永の収納状況の変遷について検討してみよう。

まず、グラフ2-1の折れ線をみれば、(a) 群の金井島村・宮台村・岡野村の米作地帯3か村は、田方年貢米の収納状況と同じく、ほぼ同様の線を描いていることが確認できる。噴火前には、1660(万治3)年を境に、17世紀の中頃から後半にかけて、ピークを迎えている。噴火後は、金井島村と岡野村では年貢永ゼロまで落ち込むが、1730(享保15)年頃から急上昇をみせ、1747(延享4)年の藩領復帰前後にピークを迎える。とくに金井島村と宮台村の畑方年貢永の収納量は、目を見張るほど突出したものであった。この時期の年貢永収納量は、江戸時代全般を通して圧倒的に高い値を記録するのである。ただし、藩領復帰以降、第1期にかけては





グラフ 2-1 米作地帯村落の畑方年貢永収納量の推移



グラフ 2-2 中間・畑作地帯村落の畑方年貢永収納量の推移

表3 各村畑方年貢収納永分析表

	(ア) 噴火前		(イ) 幕領時代		(ウ) 藩領復帰後	
	最高値	元禄平均	噴火直後	最高値	最高値	文政平均
金井島村	12貫837文	12貫263文	3貫076文	25貫237文	27貫869文	12貫777文
	元禄15(1702)	14年分	宝永5(1708)	延享3(1746)	寛延1(1748)	全12年分
宮台村	12貫712文	8貫879文	437文	20貫009文	24貫659文	8貫810文
	貞享1(1684)	元禄10年(1697)のみ	正徳1(1711)	延享3(1746)	延享4(1747)	全12年分
岡野村	3貫854文	3貫741文	262文	4貫377文	5貫792文	3貫634文
	寛永18(寛永18)	8年分	宝永5(1708)	寛保3(1743)	寛延2(1749)	全12年分
弘西寺村	10貫251文	9貫708文	1貫315文	13貫089文	13貫013文	12貫994文
	元禄13(1700)	8年分	宝永5(1708)	延享2(1745)	文久1(1861)	2年分
雨坪村	9貫234文	8貫101文	1貫848文	9貫284文	9貫706文	9貫291文
	貞享2(1685)	全16年分	宝永5(1708)	延享3(1746)	文化7(1810)	全12年分
虫沢村	16貫741文	11貫507文	2貫257文	7貫775文	11貫648文	10貫945文
	天和2(1682)	11年分	宝永5(1708)	延享2(1745)	嘉永2(1849)	全12年分
府川村	13貫941文	13貫941文	3貫136文	16貫135文8分	16貫515文	15貫162文
	元禄2(1689)	元禄2(1689)のみ	宝永5(1708)	延享2(1745)	宝暦2(1752)	9年分

大幅に落ち込むが、それでも噴火以前の水準よりは高い。その後、1770(明和7)年にさらにもう一段減少する。前述したとおり、この年は、田方年貢米が増徴される年であり、相関関係にあったことが知れよう。1770年以降はまた回復傾向にあるが、1773(安永2)年以降は、天明の飢饉の時期、および1793(寛政5)年から1806(文化3)年まで金井島が減少するのを除いて、だいたい横ばい状態が続く、これがさらに一段階上昇するのが、1807(文化4)から1809(文化6)年頃にかけてのことであった。1809年以降は、天保の飢饉で減少する以外は、元禄期と(1688~1704)とほぼ同様の収納量で、幕末まで横ばいである。

これらを表3で数的に確認してみると、それぞれの村の最高値は、(a)群の金井島村-1748(寛延元)年-27貫869文、宮台村-1747(延享4)年-24貫669文、岡野村-1749(寛延2)年-5貫792文となっている。これらの値は、幕領期の最高値と年代的にも数値的にも近い。また、元禄期(1688~1704)と文政期(1818~30)の年貢永収納額との比較では、金井島村-12貫263文→12貫777文-104.19%、宮台村-8貫879文→8貫810文-99.22%、

岡野村-3貫741文→3貫634文-97.14%と非常に接近していることも確認できよう。ここでは、幕領期の、とくに後半の時期に畑方年貢永の収納額が非常に高かったこと、藩領復帰後は、1807(文化4)年に画期があったことを指摘しておこう。

次にグラフ2-2によって、(b)群-中間地帯の弘西寺村・雨坪村と(c)群-畑作地帯の虫沢村・府川村についてみると、まずいずれの村も上下動が激しく、畑方生産力の不安定さが指摘できる。また、噴火直後でも収納ゼロになることはなく、その後、上下動をくり返しながら、上昇していくが、(a)群の3か村のように、この時期に畑方永の収納が突出しているということはない。さらに、藩領復帰以後に大きく減少するということもないようである。

(b)群の弘西寺村は、藩領復帰後に一端減少するが、その後は漸次上昇し、噴火前よりも年貢永の収納額は多くなっている。また、雨坪村は比較的変動が少なく、噴火前と、文政期(1818~30)以降とはほぼ同じ水準である、これと同じような線を描くのが(c)群の虫沢村であるが、虫沢村はそもそも噴火前の収納量が大きかったので、藩領復帰後もその水

準に達することはない。ただし、1807（文化4）年を画期とした収納量の増大は大きく、雨坪村を超えている。最後に府川村は、(a)群の3か村同様、噴火後から、藩領復帰前後にかけて急激な上昇をみせるが、復帰後の変動は少なく、ほぼこの時の水準を保ちながら、幕末に向けて、若干減少していくようである。また、程度の差はあるが、1807（文化4）年に年貢永の収納が上昇する傾向はどの村にも共通するようである<sup>(25)</sup>。

これらもまた表3で数値的に確認してみると、まず年貢永の最高額は、(b)群の弘西寺村が1745（延享2）年－13貫89文、雨坪村が1810（文化7）年－9貫706文、(c)群の虫沢村が1682（天和2）年－16貫741文、府川村が1752（宝暦2）年－16貫515文とまちまちである。また、元禄期（1688～1704）と文政期（1818～30）の比較では、虫沢村が11貫507文→10貫945文－95.12%と減少している以外は、弘西寺村が9貫708文→12貫994文－114.69%、雨坪村が8貫101文→9貫291文－114.69%、府川村が13貫941文→15貫162文－108.76%と上昇していることを確認できる。

## 5. 田方・畑方反取米永額の変遷

(a)米作地帯3か村、(b)中間地帯2か村、(3)畑作地帯2か村における田方年貢米および畑方年貢永の収納状況について検討してきた。本章ではさらに、これらの分析をもとに、それぞれの村々の田方反取米と畑方反取永の変遷について検討してみたい。これは小田原藩の徴租法が基本的に反取法を採用していたからであるが、前述したように、幕領期には有毛検見制が採用されていたし、例えば、岡野村では1610（慶長15）年から14年まで土免制<sup>(26)</sup>が採用され、その後、厘取検見制<sup>(27)</sup>を挟んで、1641（寛永18）年頃から反取検見制の始まったことが確認できる。ここでは反取額が表記されている年貢割付状を分析した。グラフ3-1・2は(a)群の中から金井島村の田方反取米額と畑方反取永額の変遷を図示したものである。また、グラフ4-1・2では(b)群の中から雨坪村の、グラフ5-1・2は(c)群の中から、同じく府川村の田方反取米額と畑方反取永額を示した。グラフはすべての村で作成しているのので、それらの成果を交えて検討したい。

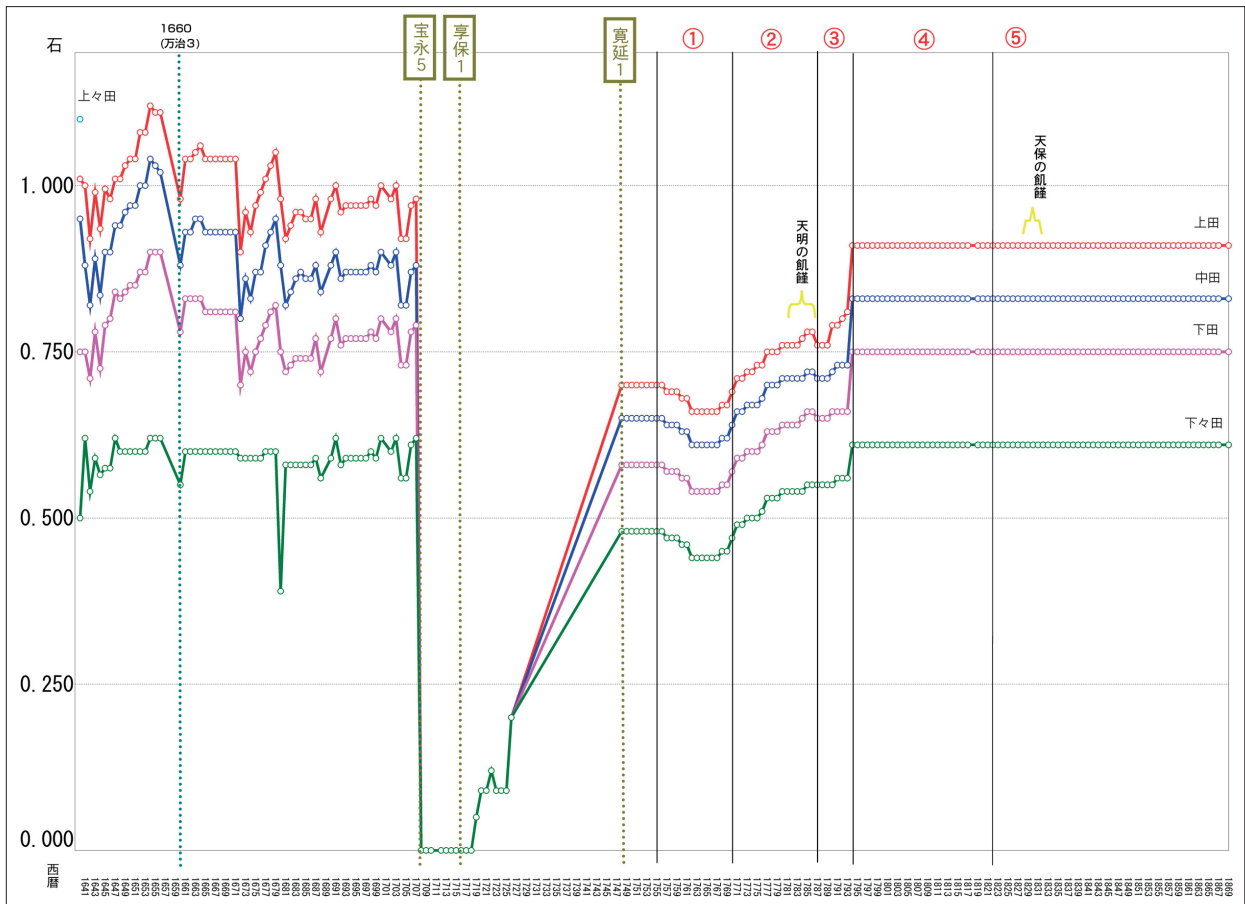
グラフ3-1・4-1・5-1の各村の反取米額が描く折れ線が、

グラフ1-1・2の各村年貢米収納額全体の変遷が描く線と近似しているのは当然であろう。とくに(a)米作地帯の3か村においてそれは顕著である。ただし、前述したように、富士山噴火後の年貢上納ゼロから年貢の割付が始まった1719（享保4）年から有毛検見制が採用され、1726（享保11）年までは上田・中田・下田・下々田とも同じ反取米額となるものの、1727（享保12）年からは反取米額の記述自体がなくなる。反取米額の記述が始まるのは、小田原藩領に復帰した翌年、1748（寛延元）年からのことである。

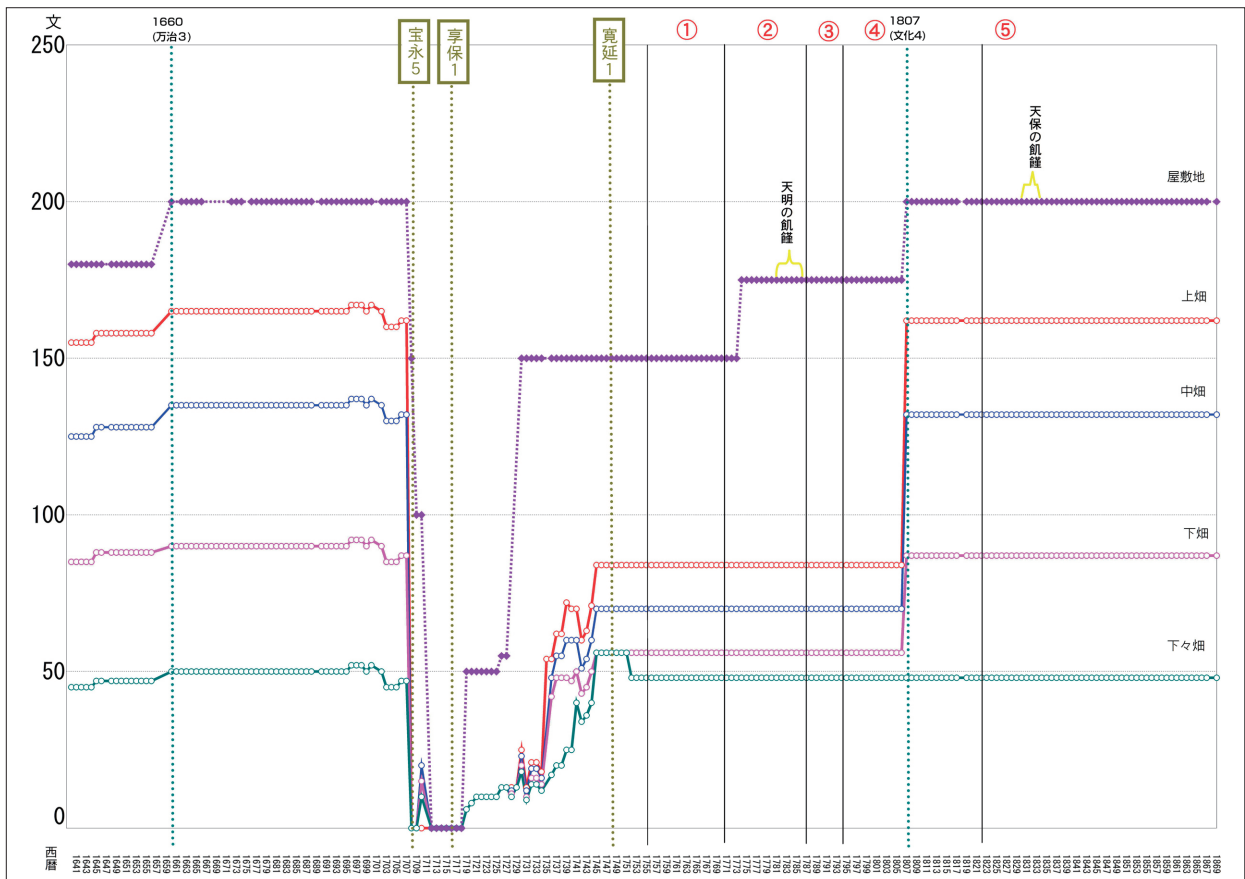
そこでまずは、田方反取米額を中心に、各村に共通している事項と相違している事項をまとめてみると、第1に、1719年には有毛検見制が導入されていたことは先に述べたとおりであるが、それは田方だけであり、畑方には導入されていないことが指摘できる。とくに(a)群の米作地帯については、田方年貢米がとれない分、畑方年貢永が極めて高く設定されていることも先に述べたとおりである。田方でも畑方として作物が仕付けられたとして、反取額を設定した方が実質的に徴収する年貢永が高く設定できることが考えられる。とするならば、田方の有毛検見制の導入の意義についても、前述したように再考する必要がある。また第2に、グラフ5-1に明らかなように、(c)群の府川村では、幕領の時期にも田方に反取米額が設定されており、有毛検見ではなく、畝引検見でそのまま年貢額が決定していたことがわかる。つまり、幕領期における田方の有毛検見が全村に導入されたとは必ずしもいえないのである。

第3に、1747（延享4）年に藩領に復帰直後の反取米額は、金井島村や雨坪村のように1756（宝暦6）年頃まで横ばいの場合と、府川村のように少しずつ上昇する場合がある。その後は(a)群の金井島村や(b)群の弘西寺村・雨坪村、(c)群の府川村では段階的に減少しており、その他の3か村はほぼ横ばいである。その上で第4に、①の時期には、一定期間、反取米額が横ばいになる村が目立つ。これも前稿で述べたように「請免制」の導入によるものである。ただし、これも一律というわけではなく、村ごとに「請免制」が設定されている時期に違いがあるようである。そして第5に、(a)群の金井島村・宮台村・岡野村、(b)群の雨坪村、(c)群の府川村で、1770（明和7）年に田方反取米額が一斉に上昇することが確認できる。しかしながら、グラフ1-1で検討したように、年貢米収納量の全体は、それ以前、1767（明和4）年頃から上昇





グラフ 3-1 金井島村田方反取米の推移



グラフ 3-2 金井島村畑方反取永の推移







のきざしがみえる。反取米額に大きな変化がないとすれば、これは田方の復旧が進んでいることを示すものであろう。それを前提として、1770年に田方反取米額が一斉に上昇していると考えられるのである<sup>(28)</sup>。ただし、(c)群の虫沢村では反取米額の上昇そのものがみられない。適用されない村もあったのである。そして第6に、1794(寛政6)年の定免制導入後に、反取米が上昇したことが改めて確認できるいっぽう、その後、この反取額が変化しないことも確認できる。とはいえ、全てに変化がないかというところというわけでもなく、虫沢村では新下々畑の反取米額が減少する場合があった。新下々畑だけに生産が安定しないのであろう。また、府川村では、1804(文化元)に上田が7斗から7斗2升と、若干ながら上昇した例がみられる。

次に畑方反取永についてまとめると、第1に注目されるのは、どの村も藩領復帰以前の1745(延享2)年に設定された反取永額が復帰後もそのまま変わらず引き継がれていくこ

とである。そして第2に、1807(文化4)年に反取永額が各村で一斉に上昇することが確認できるのであった。しかしながら、各村の等級ごとにみえていくと、弘西寺村では上畑のみが上昇しており、他の等級の畑方年貢永には変化がない。また、どの村でも下々畑の畑方年貢永額には変化がない。そうした中、第3に屋敷地については、(b)(c)群の計4か村は全期を通じてほぼ一定しており、その年の状況によって減額されていることが確認できるのに対し、(a)群の3か村は、噴火後にいったんゼロになって以降は、段階的に屋敷地の年貢永額が上昇している。また、虫沢村の屋敷地にかかる年貢永は減少することなく、1反あたり150文で一定している。

いずれにしても、米作地帯である(a)群の3か村とは、(c)畑作地帯および(b)中間地帯の計4か村とは回復の状況が異なるようである。そこで、表4によって数量的に検証してみることしよう。表4には、田方と畑方の等級(位付)ごとに、噴火前の反取額が最高になった年とその数値、定免制が

表4 各村田畑反取米永分析表

年代	金井島村			宮台村			岡野村		
	承応3 (1654)	寛政6 (1794)	文化4 (1807)	寛文4 (1664)	寛政6 (1794)	文化4 (1807)	承応3 (1654)	享和元 (1801)	文化4 (1807)
上田	1石12	0石91	0石91	1石01	0石85	0石85	1石10	0石90	0石90
中田	1石04	0石83	0石83	0石85	0石77	0石77	1石00	0石80	0石80
下田	0石90	0石75	0石75	0石75	0石70	0石70	0石87	0石72	0石72
下々田	0石62	0石61	0石61	0石34	0石49	0石49	0石61	0石55	0石55
年代	元禄13 (1700)	寛政6 (1794)	文化4 (1807)	寛文4 (1664)	寛政6 (1794)	文化4 (1807)	承応3 (1654)	享和元 (1801)	文化4 (1807)
上畑	167文	84文	162文	155文	64文	149文	177文	42文	157文
中畑	137文	70文	132文	115文	48文	109文	152文	20文	127文
下畑	92文	56文	87文	65文	32文	59文	127文	24文	82文
下々畑	52文	48文	48文						
屋敷	200文	175文	200文	200文	150文	200文	200文	150文	200文

年代	雨坪村			弘西寺村			虫沢村			府川村		
	元禄13 (1700)	寛政6 (1794)	文化4 (1807)	承応3 (1654)	寛政7 (1795)	文化5 (1808)	元禄16 (1703)	寛政7 (1795)	文化4 (1807)	元禄2 (1689)	寛政7 (1795)	文化4 (1807)
上田	0石69	0石78	0石78	0石78	0石78	0石78				0石73	0石70	0石72
中田	0石59	0石69	0石69	0石80	0石69	0石69	0石60	0石55	0石55	0石63	0石63	0石63
下田	0石50	0石60	0石60	0石65	0石60	0石60	0石52	0石47	0石47	0石56	0石56	0石56
下々田	0石41	0石50	0石50	0石42	0石50	0石50	0石37	0石32	0石32	0石39	0石43	0石43
年代	貞享元 (1684)	寛政6 (1794)	文化4 (1807)	寛文4 (1664)	寛政7 (1795)	文化5 (1808)	承応3 (1654)	寛政7 (1795)	文化4 (1807)	元禄2 (1689)	寛政7 (1795)	文化4 (1807)
上畑	135文	84文	124文	105文	84文	94文	90文	42文	74文	90文	70文	79文
中畑	100文	70文	89文	80文	70文	70文	75文	32文	59文	60文	56文	56文
下畑	75文	56文	64文	55文	56文	56文	60文	24文	44文	35文	42文	42文
下々畑	25文	42文	42文	25文	42文	42文	30文	16文	16文	20文	28文	28文
屋敷	200文	200文	200文	200文	200文	200文	150文	150文	150文	200文	200文	200文

施行された1794（寛政6）年の数値、および畑方の反取永額が増額された1807（文化4）年の数値を取り上げた<sup>(29)</sup>。ただし、1794年と1807年については、年貢割付状が残っていない場合は、その後でもっとも近い年代の数値をとった。また、表4ではもっとも数値が高いものを赤文字で示し、1794年から1807年にかけて数値が上昇したものは青文字で示した。

まず（a）群の村々では、富士山噴火以前の田方反取米でもっとも数値が高いのは、金井島村と岡野村が1654（承応3）年、宮台村が1664（寛文4）年で、これは全期を通じても最大値である。また、定免制が導入される1794（寛政6）年が噴火後の最高値で、これ以降反取米額には一切変更はない。ただし、宮台村の下々田は、1794年の方が1664年より高くなっている。そこで、噴火以前の最高値と噴火後の最高値を比較すると、だいたい80%台から90%後半となっており、相応に回復していることが知れよう。

畑方反取永については、各村とも噴火以前が最高値であることにはかわりはないが、1794（寛政6）年の反取永額はかなり低く抑えられている。屋敷地を除いては、藩領復帰直前の1745（延享2）年の水準がそのまま続き、1807（文化4）年に一気に上昇することは前述したとおりである。それだけ1807年の反取永の上昇は大きく、全体の収納量も噴火以前の数値にかなり近似するところまで回復しているのである。

全体的にみれば、（a）群の米作地帯各村がほぼ同様の動向を示すのに対して、（b）の中間地帯、（c）の畑作地帯は村ごとにかなり違った状況をみせているようである。より詳細に反取米からみてみよう。（b）雨坪村では、噴火以前の最高値を示す1700（元禄13）年よりも1794（寛政6）年の方が1斗程度反取米額が高く、その値が幕末まで続く。同じく（b）弘西寺村では、噴火前の1654（承応3）年の値が最も高いが、上田については1795（寛政7）年も1反当り7斗8升と数値的には変わらない。また、下々田については、逆に1795年以降の方が高くなっている。もちろん、噴火後には反取米額も下がり、段階的に上昇していくのであるが、その差は必ずしも大きくないようである。次に（c）虫沢村については、（a）の金井島村や岡野村と同様に噴火前、年代的には1703（元禄16）年の数値がもっとも高くなっている。とはいえ、虫沢村は山間村落であるので、そもそもの反取米の設定が低く、上田が設定されていない。また、府川村は（c）群の中でも台地上

の村で、表4でみる限り、噴火前に最高値を示す1689（元禄2）年と1795（寛政7）年以降で、中田と下田の値は同じである。また、下々田は1795年以降の方が高く、上田は1689年と1795年では3升だけ少ないものの、1807（文化4）年には2升上がって7斗2升となり、1689年との差はわずか1升だけとなっている。こうしてみると、虫沢村と府川村が藩領復帰後の田方収納米量が増えているのは、やはり田方の面積が増加しているものと考えられるのである。

次に反取永については、（b）群の2か村も（c）群の2か村も傾向としては、（a）群の3か村と同様である。噴火後にいったん減少するが、その後、順次上昇し、藩領復帰直前の1745（延享2）年以降は横ばいとなり、1807（文化4）年に上昇する。とくに（b）雨坪村は、（a）群の村と近似している。噴火前の1684（貞享元）年が全般を通じて最高値を示し、噴火後の減少から漸次上昇して、1745年からほぼ横ばいとなり、1807年に大きく上昇する。ただし、下々畑については、1745年の方が1684年より大きい。これは同じ（b）の弘西寺村でも同様であるが、ただ、1808（文化5）年に上昇したのは上畑だけで、中畑と下畑には変化がない。これと全く同じ傾向を示すのが（c）群の府川村である。府川村では上畑の反取永のみが1808年に上昇している。同じ（c）群の虫沢村は、噴火以前の1654（承応3）年が上畑・中畑・下畑・下々畑のいずれも全体を通じて最高値を示しており、これも噴火後の減少から漸次上昇して、1745年以降は横ばいとなって、1807年に上畑・中畑・下畑の反取永が大幅に上昇するものの、下々畑には変化がない。そして前述したとおり、（b）群（c）群の4か村の屋敷地は基本的に変化がない。（b）（c）群の描く折れ線が小刻みながら上下動を繰り返すのは、生産が安定しないためであろうが、それはこうした反取米永の設定にも影響していると考えられるのである。

## 6. まとめと課題

年貢割付状を分析するといえば、領主による年貢収奪強化の証左や、藩政改革の前提など、副次的な検討材料とされることが多いように思われる。しかしながら、年貢割付状を通時的に分析していくと、それ自体が統一的・継続的なデータであるだけに、何よりもその変遷の意味そのものを検討する必要がある。本稿は、年貢割付状のデータとして分析することにより、大災害からの回復状況を推し量るとともに、

藩の対策・政策の変化について通時的に検討しようというものであった。そこで、対象となる村落を (a) 足柄平野に位置する米作地帯 3 か村—金井島村・宮台村・岡野村, (b) 田方と畑方の割合が拮抗するような中間地帯 2 か村—弘西寺村・雨坪村, (c) 台地上の村や山間村落などの畑方地帯—虫沢村・府川村の 3 つに分け、田方・畑方の収納量を折れ線グラフとして全体の変遷を検討すること、画期となる時期の数値を比較検討すること、さらに田方・畑方それぞれの反取米永の変遷を検討することで、これらの課題について一つ一つ明らかにした。

まず (a) 群の 3 か村は、酒匂川流域の足柄平野に位置し、もっとも生産力の高い地帯であったが、それだけに富士山噴火による砂降がもたらす二次被害としての洪水の被害を直接受けた地域でもあった。田方年貢米・畑方年貢永とも噴火後は 10 年ほど収穫ゼロになるほどであり、その後は、段階的に回復をみせるものの、噴火以前の収納額までにはとどかなかった。それでもその生産力の高さゆえ、藩当局にとっては、やはりもっとも重要な地域であったといえよう。

(b) 群の中間地帯は、噴火後に収穫がゼロとなっても単年度であり、年貢収納量も順次、回復には向かう。ただし、年によって上下動があって、小刻みに上下動を繰り返しながら、文政期 (1818 ~ 10) には、ほぼ噴火直前近くまで回復する。上下動を繰り返すだけに、生産が安定しないといえるであろう。

(c) 群の畑方村落は、もともとの生産力が低いだけに、とくに山間村落は噴火後の収穫ゼロの期間が長引くようである。ただし、近世後期から幕末期にかけては、噴火以前よりも田方年貢米・畑方年貢永とも大幅に上昇しており、(a) 群とは別に生産力の増強を図ったことが確認できる。本稿では、用排水路の整備や畑成田の開発などがこれを後押ししたと推測している。

年貢米永の収穫量および反取額の変遷からも、(a) (b) (c) 3 分類の村落は、それぞれに類似した傾向を示すことは、ある意味当然のことであろう。ここではその特徴を抽出したわけであるが、最後に明らかになったことをまとめておこう。

①田方年貢米については、収納量の変遷からも田方反取額からも前稿で提示した 5 つの時期に関する考察を補強できる反面、若干の変更が必要であろう。ここでは、小田原は藩領に復帰した 1747 (延享 4) 年以降について検討し

てみれば、復帰直後には各村で年貢米の上昇がみられるが、その後、宝暦期 (1751 ~ 64) 以降は、反取米が下降する村と変化がない村があるものの、全体的な年貢米収納量は低く抑えられ、さらに一定期間横ばいの状態が続く。

- ②こうした中、1770 (明和 7) 年の年貢米増徴については改めて確認することができたが、それは基本的に反取米額の上昇によるものであった。ただし、増徴そのものはそれ以前から始まっており、反取米の上昇以上に年貢米収納量が増えているとしたら、それは田方の復旧が進みつつある状況を示すのではないかとした。その上で、1770 年に反取米額が一斉に引き上げられたのである。
- ③噴火前の年貢米永については、万治検地以後に増加することもあって、だいたい寛文期 (1661 ~ 73) を中心とした 17 世紀後半にピークを迎えるようである。
- ④富士山噴火後に上知され、幕領となった時期には、酒匂川流域の (a) 米作地帯がもっとも大きな被害を受け、米の十分な作付ができない状況が続く、その分、畑方として仕付けられたとされているが、それは近世を通じて特筆できるほど突出した収納量であった。また、(b) の中間村落でも、(a) ほどではないが、畑方作付が大きかったことが明らかになった。
- ⑤幕領となった時期には、収穫が始まった時期から有毛検見制が採用されたが、それは田方だけであり、畑方は従来通り反取の畝引検見制であった。また、府川村のように、田方であっても有毛検見制が採用されていない村もあった。
- ⑥④と⑤の結果からみれば、これらの村々にとって、有毛検見制の採用は必ずしも収奪強化策といったものではなく、畑方年貢永の収納量からすれば、この当時は畝引検見であった方がより大きな収納を求めることができたのではないかと考えられる。その意味でもこの時期の、さらにこの地域の有毛検見制については再考を要するのではないかと考えるが、この点については、さらに検討が必要であろう。
- ⑦ 1794 (寛政 6) 年の増徴定免制導入以後、府川村の上田のような例外を除いて、田方年貢米の反取額は一定で変化しない。定免制は 10 年ごとに切り替えとなるが、切り替えに際しても増額にはならず、1794 年の反取額が維持され続けたということである。
- ⑧したがって、1794 年以降にみられる年貢米永収納量の上下動は、耕地の復旧や造成、あるいは天候、災害による損



害によるものといえよう。文政期（1818～30）の前半に田方年貢米がピークになるというのは、そうした条件がもつとも整った時期であったといえる。

⑨畑方年貢永は、1770（明和7）年、1794（寛政6）年の増徴の影響を直接受けない。とくに畑方の反取永については、小田原藩領に復帰する直前の1745（延享2）年の水準がそのまま維持され続けている。

⑩1807（文化4）年の畑方年貢永の収納量が増額となるのは、⑨で述べたように、1745年以降変わらなかった反取永を増額したことによるものであった。ただし、すべての村ですべての等級（位付）が一律に増額となったわけではなかった。とくに下々畑については、いずれの村でも増額されていない。

⑪屋敷地については、(b)(c)群の村々では、年によって減額されることはあっても、噴火直後から幕末まで噴火前の反取額を基本的に維持している。屋敷地の年貢永が減少するのは(a)群の村落のみであり、これらの村々では段階的に噴火前の基準まで回復している。

このようにみえてくると、田方については、1794（寛政6）年の増徴定免制の導入によって、また、畑方については、1807（文化4）年の反取額の増額によって、小田原藩による年貢回復政策は頭打ちになったといえよう。とするならば、その後の小田原藩政、藩財政については、年貢増徴策以外の方策を考える必要が生じたと考えられる。1794年当時の藩主であった大久保忠顕が、1796（寛政8）年に16歳の忠真に家督を譲ったのは、そうした意図があったのであろう。忠真は襲封後、文化・文政・天保（1804～30）にいたる改革を主導していくことになる<sup>(30)</sup>。忠真の改革は、年貢収納の限界という問題を前提にして考えていかなければならないというものである。

今一つ、1794年以降、田方反取額が一定で変わらないとしたら、その後の収穫量の変遷は、前述したように、耕地の復旧や造成あるいは天候、災害の影響を直接、反映していることになる。したがってこれらのデータは、近世後期の天候を考えていく一つの手がかりになるのではないか。これについてはまた、別稿を準備したいと考えている<sup>(31)</sup>。

## 注

- (1) 拙稿「元禄大地震と宝永富士山噴火 その1—相模国小田原藩の年貢データから—」東海大学文明研究所『文明』第19号（2014年）
- (2) 注（1）拙稿では、1755（宝暦5）年から5つの画期としたが、本稿では、それぞれ5つの時期とした。これは上知された村々が返還された1747（延享4）年の翌年、1748（寛延元）年からの年貢収納データを検討するため、年貢回復の「画期」を明確にするためである。
- (3) 開成町金井島 瀬戸家文書（神奈川県立公文書館寄託）
- (4) 開成町岡野 内藤家文書
- (5) 開成町宮台 草柳家文書
- (6) 南足柄市弘西寺 実方家文書
- (7) 南足柄市郷土資料館所蔵雨坪村文書
- (8) 松田町教育委員会所蔵文書
- (9) 小田原市府川 稲子家文書
- (10) これら7か村の年貢割付状の分析は、1990年代に編纂事業をお手伝いした南足柄市史、小田原市史の編集過程でデータ化を進めたものである。また、今回の論文作成にあたり、神奈川県立公文書館と南足柄市郷土資料館にお世話になった。改めて感謝の意を表したい。
- (11) 村明細帳は、青山孝慈・青山京子編『相模国村明細帳修正』第3巻より。ただし、弘西寺村については、反別の記載がないため、1660（万治3）年の年貢割付状の記述からとった。1660年は稲葉氏が藩主の時代に総検地が実施された年である。
- (12) 文政年間（1818～1830）には年貢量は大幅に回復するが、天保の飢饉を境として、また不安定になってくる。これらについては幕末の天候とともに再考したいと考えている。
- (13) 『富士山噴火—宝永の「砂降り」と神奈川—』（神奈川県立歴史博物館、2006年）収録の降灰範囲図をもとに、『山北町史』史料編 近世 史料 No. 199、『南足柄市史』3 資料編 近世（2） No. 69などを参考にした。
- (14) 富士山噴火後の洪水被害については、下重清「富士山宝永噴火後における二次災害の分析視角」『小田原地方史研究』23号（2005年）を参照のこと。また、角谷ひとみ、井上公夫、小山真人、富田陽子「富士山宝永噴火（1707）後の土砂災害」『歴史地理』第18号（2002年）、および『小田原市史』『南足柄市史』『開成町史』『大井町史』などの通史編を参考とした。
- (15) 下重清「元禄地震の掘り起こし—災害史とローカル・ヒストリー—」『小田原地方史研究』第27号（2014年）
- (16) 『開成町史』資料編古代・中世・近世（1） 資料 No. 192-457頁
- (17) 1か村のズレがあるが、最終的には1747（延享4）年に70か村が返還されているので、これが残りの全村であったとみてよいであろう。なお、この間を「預り地」となったとしてよいのか、明確にそうという文言を使用した史料がないので疑問が残る。今後の課題としたい。
- (18) 永原慶二『富士山宝永大爆発』集英社新書（2002年）。この時期における大岡忠相の地方御用掛としての研究としては、中根賢「町奉行大岡忠相の小田原支配—享保10～17年の酒匂川治水を中心に—」『法政大学大学院紀要』29号（1992年）を参照のこと。なお、近年、北原糸子氏

が『日本震災史—復旧から復興への歩み—』（ちくま新書、2016年）を上梓されており、復旧・復興という観点から参考させていただいた。

- (19) 『開成町史』資料編古代・中世・近世（1） 資料 No. 191-456 頁
- (20) 齊藤司『田中休隅「民間省要」の基礎的研究』（岩田書店、2015年）
- (21) 畝引検見制と反取法については、注（1）拙稿参照のこと。
- (22) 本多利明「西域物語」（1798年序、『日本経済大典』20巻所収）
- (23) 内田清「瀬戸堰と荻窪堰と久野堰—後期小田原藩の土地改良について—」『小田原地方史研究』第6号（1974年）
- (24) 関東では畑方の年貢として、永楽銭（永楽通宝）による貨幣納が一般的であった。ただし、永楽銭は江戸時代には流通貨幣として通用していないので、あくまでも計量上の単位であった。これを関東畑永法という。詳しくは、注（1）拙稿を参照のこと。
- (25) 雨坪村は1807（文化4）年の年貢割付状自体が残っていないが、府川村と同様、上昇率は低かったと思われる。
- (26) 土免制は、過去数年の作柄をもとにその年の春に年貢率を定めて通告する徴租法で、春免とも呼ばれた。その年貢額を上納することが無理な場合に検見が行なわれた。近世前期における小田原藩の徴租法については、松尾公就氏の研究（「近世前期小田原藩の徴租法」『立正史学』95号、2004年、同著『近世関東の村落支配と農民』大河書房、2016年、所収）を参照されたい。
- (27) 厘取検見については、注（1）拙稿参照のこと。
- (28) 明和期（1764～72）は、藩士に対する俸禄米がもっとも落ち込んだ時期であり、その対策であったことも留意しておく必要がある。拙稿「小田原藩における俸禄米問題と行財政の改革」森山恒雄教授退官記念論文集『地域史研究と歴史教育』（熊本出版文化会刊行、1998年）参照のこと。
- (29) ただし、ここでは上・中・下・下々の田畑だけを取り上げ、弘西寺村の林下など、本田畑の一部になっている場合は除外した。
- (30) 注（26）拙稿「小田原藩における俸禄米問題と行財政の改革」、『小田原市史』通史編 近世（1999年）第9章 小田原藩の藩政改革（筆者執筆部分）
- (31) この点については、最新の古気候学と「免定」（年貢割付状）から近世の生産力と気候変動の関係を検討された、鎌谷かおる・佐野雅規・中塚武氏の研究が注目される（「日本近世における年貢上納と気候変動—近世史研究における古気候データ活用の可能性をさぐる—」『日本史研究』第646号、2016年）。